

福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）が策定されている地区内であって河川等の障害により公共下水道施設を整備することが困難な地区並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域であって事業計画が策定されていない地区のうち、福山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する地区（以下「整備困難地区」という。）において、浄化槽を設置又は更新する工事に係る費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、同法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。ただし、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽（みなし浄化槽） 浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定するし尿のみを処理する設備又は施設をいう。
- (3) 新設 新たに補助対象浄化槽を設置することをいう。（次号に規定する転換を含む。）
- (4) 転換 現に既存の建築物から排出するし尿を処理している単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と雑排水の処理を補助対象浄化槽に変更することをいう。
- (5) 更新 保守点検等を適切に実施したうえで現に使用している浄化槽に、破損等の重篤な支障が発生したことにより本体を補助対象浄化槽に交換することをいう。
- (6) 宅内配管工事 浄化槽への流入管、弁の設置及び住宅の敷地に隣接する側溝等ま

での放流管の設置工事をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業は、整備困難地区において浄化槽を新設又は更新する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象者は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 浄化槽新設

ア 整備困難地区内にくみ取り便所（污水管が単独処理浄化槽に連結した水洗便所を含む。）の設けられた建物を所有若しくは賃借している者、又は建物の新築の際に浄化槽を設置する者であること。

イ 現に建物に設置された既存の浄化槽を廃止して、当該建築物に新たに浄化槽を設置する者でない者であること。ただし、災害により滅失し、又は損壊した浄化槽を当該建物に再設置しようとする場合は、この限りでない。

ウ 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付又は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第6条第1項に基づく確認を受けた者であること。

エ 浄化槽法関係法令に基づき適正に維持管理を行うと認められる者であること。

オ 継続的に使用することが認められる者であること。

カ 建売住宅等の譲渡建築物の場合は、譲渡建築物を譲り受けて、居住又は使用し、かつ、維持管理する者であること。

キ 建物等の借受人が浄化槽を設置しようとする場合は、所有者の承諾を得ていること。

ク 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

ケ 本市に対して納期限の到来している市税、上下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び分担金など（その延滞金を含む。）を滞納していない者であること。

コ その他管理者が補助金の交付を不相当と認めない者であること。

(2) 浄化槽更新

ア 整備困難地区内に設置されている浄化槽（その新設の際にこの要綱による補助金の交付を受けた者又はその新設の際に申請をしたならば、この要綱による補助金の交付を受けることができたと認められる者であって、設置又は更新後15年以上経過し、かつ、常の維持管理が適正に行われたと認められるものに限る。）の所有

者又は使用者であること。

イ 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付又は建基法第6条第1項に基づく確認を受けた浄化槽を所有、又は所有することとなる者であること。

ウ 浄化槽法関係法令に基づき適正に維持管理を行うと認められる者であること。

エ 継続的に使用することが認められる者であること。

オ 中古住宅を不動産業者より購入する等の譲渡建築物の場合は、譲渡建築物を譲り受けて居住、又は使用し、かつ、維持管理する者であること。

カ 建物等の借受人が浄化槽を更新しようとする場合は、所有者の承諾を得ていること。

キ 暴力団又は暴力団員等でないこと。

ク 本市に対して納期限の到来している市税、上下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び分担金など（その延滞金を含む。）を滞納していない者であること。

ケ その他管理者が補助金の交付を不相当と認めない者であること。

（譲渡建築物の確認）

第5条 前条第1号カ又は同条第2号オに規定する建築物の譲渡をしようとする者（以下「譲渡者」という。）は、あらかじめ福山市公共下水道事業浄化槽設置（更新）補助対象確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 確認済証の写し（建築確認を伴うものに限る。）
- (2) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し一式
- (3) 見積書の写し
- (4) 浄化槽工事業者との工事請負契約書又は工事の請負契約を証する書類の写し
- (5) 処理対象人員が10人以下の浄化槽にあつては、当分の間、浄化槽が国庫補助指針に適合していることを証する書面（登録浄化槽管理票（C票）及び全国浄化槽普及促進市町村協議会の登録証）
- (6) 小規模浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し又は浄化槽設備士免状（証）（昭和63年度以降に取得した者に限る）の写し
- (7) 浄化槽工事業者登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- (8) 暴力団又は暴力団員等でないことの確認書
- (9) 単独処理浄化槽からの転換の場合は保守点検記録、清掃記録又は法定検査結果の写し、くみ取り便槽からの転換の場合はし尿くみ取り請求・領収書等の写し
- (10) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去に係る加算補助又は宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置が確認できる写真

- (11) 宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、工事前の平面図及び排水経路図
 - (12) 更新により既存の浄化槽施設の交換を要する場合は直近1年間の維持管理に関する記録（浄化槽法定検査判定結果票など）の写し及び当該浄化槽施設に重篤な支障が発生している事実を証する書類の写しと写真
 - (13) その他管理者が必要とする書類
- 2 管理者は、前項に規定する確認申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を次に掲げる条件を付し、福山市公共下水道事業浄化槽設置補助対象浄化槽確認結果通知書（様式第2号）により譲渡者に通知するものとする。
- (1) 当該通知書を保管し、建築物の譲受者にこれを承継すること。
 - (2) 第7条第1項の書類及び第11条第1項の書類を作成し、建築物の譲受者に承継すること。
- 3 譲渡者は、譲受者に対し、建築物譲渡完了後、速やかに補助金交付申請を行うよう書面で通知しなければならない。
- 4 第2項の通知から3年を経過したときは、補助金交付の対象にはならないものとする。

（補助金額）

第6条 この要綱による補助金の額は次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額を限度とし、補助対象工事費（循環型社会形成推進交付金の交付対象部分に限るものとし、工事費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象工事費から除くものとする。）と比較していずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

区 分	補助金交付限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円
31～50人槽	2,037,000円
51人槽～	2,326,000円

備考 人槽の区分は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS-A-3302-2000）」（以下、「JIS基準」という。）により算定する。ただしJIS基準によらず人槽を算定したときは、その人槽とする。

2 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に伴う浄化槽の設置にあたり、次に掲げる工事を行う場合には、前項の表に定める額に次の額を限度額として加算した額を補助金交付限度額とすることができる。ただし、新築、増築建築物のときは除くものとする。

- (1) くみ取り便槽をすべて撤去し処分する費用 90,000円
- (2) 単独処理浄化槽をすべて撤去し処分する費用 120,000円
- (3) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に要する宅内配管費用 300,000円

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 確認済証の写し（建築確認を伴うものに限る。）
- (3) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し一式
- (4) 見積書の写し
- (5) 浄化槽工事業者との工事請負契約書又は工事の請負契約を証する書類の写し
- (6) 浄化槽を設置する土地・建物の所有者が申請者以外にもいる場合は、所有者の承諾書
- (7) 福山市税の完納証明書
- (8) 補助金申請をするにあたっての誓約書
- (9) 処理対象人員が10人以下の浄化槽にあつては、当分の間、浄化槽が国庫補助指針に適合していることを証する書面（登録浄化槽管理票（C票）及び全国浄化槽普及促進市町村協議会の登録証）
- (10) 小規模浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し又は浄化槽設備士免状（証）（昭和63年度以降に取得した者に限る）の写し
- (11) 浄化槽工事業者登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- (12) 暴力団又は暴力団員等でないことの確認書
- (13) 単独処理浄化槽からの転換の場合は保守点検記録、清掃記録又は法定検査結果の写し、くみ取り便槽からの転換の場合はし尿くみ取り請求・領収書等の写し
- (14) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽撤去に係る加算補助又は宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置が確認できる写真
- (15) 宅内配管工事に係る加算補助を受ける場合は、工事前の平面図及び排水経

路図

(16) 更新により既存の浄化槽施設の交換を要する場合は直近1年間の維持管理に関する記録（浄化槽法定検査判定結果票など）の写し及び当該浄化槽施設に重篤な支障が発生している事実を証する書類の写しと写真

(17) 建売住宅等の譲渡建築物を譲り受けた者が申請する場合は、当該譲渡建築物に設置されている浄化槽に対する福山市公共下水道事業浄化槽設置補助対象浄化槽確認結果通知書及び売買契約書等の当該譲渡建築物に関する譲渡を証する書面の写し

(18) その他管理者が必要とする書類

2 前項の申請書の受付期間は、毎年4月1日から管理者の定める期間とする。

（決定通知等）

第8条 管理者は、第7条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助金交付を適当と認めるときは予算の範囲内で補助金交付を決定し、福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金交付を不適当と認めるときは福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画変更等）

第9条 前条の規定により補助金交付決定を受け事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画の変更（中止又は廃止しようとする場合を含む。ただし、補助金交付決定額及び浄化槽の種類に変更がない程度の軽微な変更の場合を除く。）をする場合は、直ちに福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金計画変更承認申請書（様式第6号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の計画変更承認申請書を受理したときはその内容を審査し、前条の規定による決定の変更を承認する場合は、福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

4 第1項から第3項までの規定は、第5条第2項に規定する確認通知に準用する。この場合において、第1項中「前条の規定により補助金交付決定を受け事業を行う者（以下「補助事業者」という。）」とあるのは「第5条第1項に規定する譲渡者」、「補助金の交付決定通知」とあるのは「確認通知」、「補助事業の計画の変更（中止又は廃止しようとする場合を含む。ただし、補助金交付決定額及び浄化槽の種類に変更がない程度の軽微な変更の場合を除く。）」とあるのは「事業計画の変更（中止又は廃止しようとする場合を含む。ただし、補助金交付額及び浄化槽の種類に変更がない程度の軽微な変

更の場合を除く。）」、「福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金計画変更承認申請書（様式第6号）」とあるのは「福山市公共事業浄化槽設置（更新）補助対象変更確認申請書（様式第8号）」、第2項中「福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金変更交付決定通知書（様式第7号）」とあるのは「福山市公共下水道事業浄化槽設置補助対象浄化槽確認結果変更通知書（様式第9号）」、第2項中及び第3項中「補助事業者」とあるのは「譲渡者」、第3項中「補助事業」とあるのは「事業」とそれぞれ読み替えるものとする。

（工事の着手）

第10条 譲渡者及び補助事業者は第5条第2項の規定による通知、又は第8条の規定による補助金交付決定通知を受けた後でなければ、申請に係る工事に着手することはできない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法第11条の規定による水質に関する検査の受検契約書の写し
- (4) チェックリスト
- (5) 工事施工の現場写真及び写真チェックリスト
- (6) 工事後の排水経路図（既設を含むすべての升に番号を付し、工事写真と対応させること。なお、既設の配管と升を引き続き利用する場合は、既設と新設とが区別できるように記載すること。）
- (7) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (8) 単独処理浄化槽からの転換の場合は、廃止した単独処理浄化槽の浄化槽使用廃止届出書の写し
- (9) その他管理者が必要とする書類

2 前項の規定による報告の最終期日は、当該年度の1月末日（その日が福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1項第1号又は第2号に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

（額の確定及び交付）

第12条 管理者は、前条の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適正と認められたときは交付すべき補助金の額を確定し、福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知す

るものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付額の確定通知を受けた後、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

3 管理者は、補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件又は管理者の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 管理者は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を補助事業者に福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を福山市公共下水道事業浄化槽設置補助金返還通知書（様式第13号）により命ずるものとする。

(延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、福山市税外収入金の督促及び滞納処分条例（昭和41年条例第29号）第4条の規定に基づく延滞金を福山市上下水道局に納付しなければならない。

2 管理者は、前項の場合において、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(施工及び現場確認)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（令和2年国土交通省・環境省令第1

号) に従って工事を行わなければならない。

- 2 管理者は、補助事業を適正に執行するため、必要があるときは補助事業者に対し報告をさせ、又は補助事業の現場に立ち入り工事の状況を確認し、若しくは書類等の検査及び指導を行うことができる。

(浄化槽の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後、浄化槽等の維持管理を行い、浄化槽等が正常に稼働するように、浄化槽法を順守し適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 管理者は補助金交付後においても、必要に応じて浄化槽の設置及び管理の状況を調査することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。